

令和3年度大阪教育大学修学支援奨学金給付希望者募集要項

経済的理由により修学に困難がある学生を支援することを目的とする「大阪教育大学修学支援事業基金」を原資として、大阪教育大学教育学部及び大学院生のうち、学業成績及び人物が優秀な者であって、経済的支援を必要とする者に対して給付することを目的とする「大阪教育大学修学支援奨学金」の給付希望者を次のとおり募集する。ただし、私費外国人留学生は別募集である。

1. 募集人数及び給付金額等

(1) 募集人数：教育学部学生1年生及び大学院学生1年次 合計20名程度（私費外国人留学生は別人数）

(2) 給付金額：1人当たり5万円もしくは10万円（レポートの評価による）

2. 申請資格

令和3年4月に本学に入学した教育学部1年生及び大学院1年次のうち、学業成績及び人物が優秀な者であって、経済的支援を必要とする者。ただし、学部2年生以上、大学院2年次以上、第二部3年次編入生、特別支援教育特別専攻科生及び入学年度において休学する者は選考対象とならない。

3. 申請書類

(1) 大阪教育大学修学支援奨学金給付申請書・チェックリスト（所定様式）

(2) 令和3年度（令和2年分）所得証明書（父母又はそれに代わる家計支持者の全員分）（住民税非課税であること。）又は社会的養護を必要とする者である証明書（児童養護施設在籍証明書等）

(3) 令和3年度前期の成績証明書（大学院学生で通年科目のみ履修者は学部の卒業時の成績証明書）

(4) レポート「私が大阪教育大学で学びたいことと卒業又は修了後の進路」（所定様式に800字以内で楷書で丁寧に記入すること。）

(5) その他（大阪教育大学が提出を指示する書類）

なお、申請書類は返却しない。すべての申請書類は申請者本人が自分で記入すること。虚偽があった場合は申請の取り消しや奨学金の採用決定の取り消しを行う。

4. 申請期間

次の期間内に必要書類を本人が大阪教育大学学務部学生支援課に提出すること。

※天王寺キャンパスで申請受付は行いません。

令和3年9月23日（木）から令和3年9月30日（木）まで

土曜日、日曜日、祝日は除く。受付時間は8：30～17：15

（郵送の場合は**簡易書留郵便で必着のこと（令和3年9月30日（木）消印有効）**。郵送の場合は、封筒の表面に「修学支援奨学金給付申請書 在中」と朱書きすること。

申請受付時に受理票を返却するので、採否決定の通知が到着するまで必ず保管すること。

5. 選考

提出書類に基づき、以下により大阪教育大学が選考する。

●家計基準 家計支持者（父母、父母がいない場合はこれに代わる者）が住民税非課税である者を対象とする。社会的養護を必要とする者である場合も対象とする。

●学力基準 次のとおりとする。

((秀+優)の単位数×3) + (良の単位数×2) + (可の単位数×1)

×10

総修得単位数

以上の計算による数値が23.0以上(小数点第2位を四捨五入)

●レポートについて

指定されたテーマに関するレポートを大阪教育大学修学支援奨学金選考専門委員会において評価する。

以上の要件をすべて満たした者を、総合的に評価して選考する。

6. 採否決定及び通知

選考に基づき、大阪教育大学学生支援実施委員会が採否を令和3年11～12月頃に決定のうえ、申請者に通知する。ただし、適格者の無い場合は、該当者無しとする。

7. 奨学金の給付方法

授業料振替口座に一括支給するため、授業料振替口座の手続きは確実に行うこと。
(令和3年12月下旬に支給予定である。)

8. 奨学金の返還

採用決定した者(以下奨学生という。)が、次のいずれかに該当する場合は、既に支給した奨学金を返還させることがある。

- (1) 懲戒処分を受けたとき
- (2) 学業成績が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 申請書類に虚偽があり、採用決定が取り消されたとき
- (5) 前各号の他、奨学生として適当でない事実があったとき

9. 奨学金目録授与式

奨学生に対して令和3年12月中旬に奨学金目録授与式を行う予定である(新型コロナウイルス感染症の感染状況により奨学金目録授与式を実施しない場合がある。その場合は別途学生支援課奨学厚生係より連絡する)。

10. その他

奨学生は、大阪教育大学の広報・地域貢献活動等に積極的に参加・交流を行うこと。

(本件照会窓口)

国立大学法人 大阪教育大学
学務部学生支援課奨学厚生係

〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1
TEL:072-978-3491/3305 FAX:072-978-3317
E-mail:syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp